

紙上討論!左派・団結統合⑦

永続革命論序説

新聞 純也 (反戦・反貧困・反差別共同行動in京都 代表)

1917年ロシア革命に始まり1975年ベトナム解放闘争で終焉した古典的帝国主義に対する一連の革命、すなわちロシア、ユーゴスラビア、中国、キューバ、ベトナムの革命は、課題としては絶対主義に對して、ファシズムに對して、植民地支配に對してであ

▼1 ▲ グラムシが「東方と西方」として東方の機動戦、西方の陣地戦という、いまや人口に膾炙した論を展開した。

▼2 ▲ 革命を考えるとき大きく時代区分するならば、第一のサイクル1789年フランス大革命、1871年パリコミューンまでの資本主義の産業資本主義段階に對した時期、第二のサイクル1905年第一次ロシア革命に

▼3 ▲ 1789、1871年は産業資本主義の時代であり、いまだ資本主義は発展段階だった。1848年2月革命の6

▼4 ▲ 革命の第二サイクルの先陣は、1905年のロシア第一次革命である。ローザ・ルクセンブルグは「ロシア革命は、19世紀における一連のブルジョア革命のなかの最終行動ではなく、むしろ、新たな系列をつくるべき未来のプロレタリア革命の先触れである」と

▼5 ▲ ロシア革命後の「永続革命」には三つの問題がある。一つは、ドイツ革命の流産に始まる西方先進資本主義国家での革命の不成立である。

▼6 ▲ 以上古典的帝国主義とそれに対応するロシア革命(ベトナム革命までの「現代革命」の第一段階「革命サイクルの2」)から、1970年代からの新自由主義と「社会主義の崩壊」以降の第二段階(サイクルの3)の革命について考へる。

投資と投機による利潤の追求とコモンの破壊と私有(物)化。直接的な植民地支配は崩壊したが、多国籍企業のグローバルな展開による経済的支配は強化されている。

②労働、労働者階級の変容。資本主義の変容は、そのもとでの労働者階級の変容を伴う。すでに古典的帝国主義の時代に表れていた労働者階級内部の階級化はますます拡大する。

③国家と市民社会の変容。産業資本主義段階の国家は「夜警国家」である。④帝国主義時代になると、第一に植民地経営とその行き着く先の帝国主義間競争のための軍国主義化が進み軍事技術の発展と合わせ、さらに労働者階級の進出に對抗した治安警察の強化と合わせて巨大な暴力装置が登場した。第二にウエーバーの指摘を待つまでもなくヒエラルキー、官僚機構化が進化巨大化した。第三に、第二次大戦後に本格化する「福祉国家」化は社会政策が労働者階級の闘いの進展に對抗して出発する。第四に、これも第二次大戦後本格化する国家独占資本主義(経済への国家の介入と癒着)が開始される。

⑤不均等発展と国際関係の変容。第一段階は産業資本主義段階であり、その中心はイギリスであり、いわゆる「パクス・ブリタニカ」の時代である。第二段階は古典的帝国主義に時代であり、不均等発展の法則によりイギリスに對抗してアメリカ、ドイツ、日本などが台頭し、やがて第二次大戦後アメリカを中心とする「パクス・アメリカーナ」の時代である。と同時にロシア革命、中国革命を経て東西体制が対峙する時代もあった。

他方先進国では、1919年ドイツ革命の敗北ははじめて何らかの革命的機勢にもかわらず、ことごとく敗北した。

マルクスは48年2月革命(ドイツの3月革命)を前にして、「ヘーゲル法哲学批判序説」でドイツの現状を論じた。ドイツは、イギリスやフランスがなした産業革命や政治革命を観念的に(ドイツ古典哲学)に

しかし、後にエンゲルスが回想して書いているように、2月革命の敗北後マルクス、エンゲルスはこの永続革命論を放棄した。「歴史は、大陸における経済発展の水準が、まだどうい資本主義的生産を廃止しうるほどに成熟していなかったことを証明した」(「フランスの階級闘争」序文)。

この帝国主義時代と共

このフランスの労働者最も体制から疎外されて

19世紀末から新しい時代が到来しているという認識は多くの人に共有されてきた。その最たるものはベルンシュタインに代表される修正主義である。

レーニンは修正主義、その成長したものとしての社会排外主義の根拠を、植民地の収奪や独占資本の超過利潤による労働者階級上層の「買収」として説明した。これは最も基本的な要素を説明するものとしては今でも正しい。だが独占資本の成立とともに発達した機能分化(ホワイトカラー)の増大、資本と経営の分離、それに伴うマツク

その最大のものは、いわゆる非物質的労働の拡大である。先進国では、製造業労働者(ブルーカラー)は20%前後であり、サービス(商業、管理、事務等)労働者が60%以上である。中国をはじめとする途上国でも農業人口は急速に減少し、先進国化しつつある。

第三に、中間層の没落分解と格差の拡大である。少数の富める者がますます富を集中する。このような変容の中で、労働者階級をどのように定義するかをめぐり生産的労働、あるいはサービス労働論争があった。労働者階級を、直接的生産過程に従事する労働者(ブルーカラー)と狭義に解釈する例はブライランザテガがいう大衆社会が創り出された。あるいはグラムシの言うなら本格的な市民社会とヘゲモニー装置が登場した。

さらにマスコミ、新聞、ラジオ、テレビの発展は世論を創り出し議会制度、選挙制度の発展、労働組合の発展を含む多くの同業組合の成立と発達と合わせて、オルテガがいう大衆社会が創り出された。あるいはグラムシの言うなら本格的な市民社会とヘゲモニー装置が登場した。

機関、IMF等の国際経済機関、EUなどの地域統合機関などの国際機関が発展し部分的に国家を「超越する」要素が登場した。また、IT、SNSの発達によって報道と世論形成あるいは大衆動員に新たな要素が加わった。

この敗北は、1920年代後半以降のスターリンのコミンテルン支配(スターリニズム)を抜きに

このそれぞれの資本主義の発展段階に對した三つの革命のサイクルの特徴を分析しなければならぬ。

ここにすでに、ロシア革命以降の永続革命の論理が登場している。つまり当面する民主主義的変革は本来それを担うべき(英・仏ではそうであったような)ブルジョアジーが去勢され旧体制と

このフランスの労働者最も体制から疎外されて

韓国オプティカルハイテック闘争 3・27大阪集会

遠征67日完遂、次へ

3月27日、大阪市内で、韓国オプティカルハイテック(OPT)労組日本連帯団は、日東電工への雇用継続と争議解決を求める(1月中旬から)の本社行動の締めくくりにあたって、その67日にわたる最終日に遠征闘争報告集会を行なった。会場「エルおおさか」午後2時には、おおさかユニオンネットワークと共に60名以上が結集し、報告集会は会場一杯の熱気のなか開催された。

報告集会に先立ち、この日も連日行動の一環として、早朝8時から日東電工事業所での情宣行動を40名の参加で行なった後、正午からは大阪駅前グランフロント大阪前で、大阪本社抗議行動が50名で開始された。アピール発言ののち本社に入るグランフロント3階へ向けた直接行動を、悪質なガードマンの妨害を跳ね除け闘い抜いた。日東電工はいつものように33階エレベーターを止めさせないよう操作し、階段も封鎖する暴挙を行なった。一切の抗議を、また要請書をも一切受け取らないという悪辣な企業なのだ。

参加者は怒りも新たに、9階ホールで抗議アピールを行なったあと、「エルおおさか」へ向かった。

報告集会では、「共に闘ってくださった日本の皆さん、ありがとうございます」

狭山事件 石川一男さん逝去 第4次再審闘争勝利を

狭山事件の無実を60年余訴え、再審開始を求め続けてきた石川一雄さんが3月11日、狭山市内の病院で逝去した。86歳であった。

新証拠の万筆インク鑑定等の採否が山場を迎えるなか、石川さんが昨年からは体調を崩され、何年か休養を求められ、何としても元氣内に再審開始の決定を、と皆が



石川一雄さんと早智子さん

「日東電工の悪事を皆に知らしめていきます」「1日も早く話し合いに応じてください」との力強いアピールが行なわれた。

さらに、27日には韓国民主労総が尹大統領弾劾・政権打倒ゼネストに突入したとの報告もあり、遠征団は、「私たちが日東電工に虫けらのように扱われても、こうして生きていく労働者がいることを知らしめるので、そして日本の支援の皆さんに感謝します」と締めくくった。

最後に遠征団から、この遠征闘争は今回で終わりとしたが、今後も引き続き遠征を準備し、闘い続けるとの強い言葉があった。われわれは遠征団の勝利への強い決意に連帯し、本社のある大阪で一層の熱い闘いを繰り広げていかねばならない。

日東電工高崎社長は争議解決を決断せよ!

(大阪S通信員)

思っている矢先の訃報であった。無念と言ふほかはない。

狭山事件は、違法な取り調べと証拠捏造の冤罪事件であるだけでなく、部落差別にもついでに石川青年を犯人にでっち上げた権力による差別事件であった。この権力犯罪との闘いに、被害者が存命の内に勝利できない

アの変革には三つのコースがありえた。第一は上からの二つの道のプロシヤ型を通じた(反)「革命」いわゆるボナパルチズムの変革である。第二はメンシエーキヤカデットの資本主義的民主主義的変革である。第三は社会主義革命への永続革命のコースである。

三つのコースは、ロシアではツァーリ絶対主義権力の存在によってロシアの特殊性をもって現れたが、一般に資本主義にあつては普遍的に三つのコースがある。①危機に際して、資本主義は自動崩壊するものではなく資本の側からの変革へのインプット、フアンシズム的、福祉国家的、新自由主義的e.t.c.新しい資本主義の再編成、②資本主義内の改良的、社会民主主義的変革、③革命的変革の三つの道として現れる。

第3次再審請求審は本判決を待たずして、期を待つのではなく、その準備としてのプロレタリアートの成熟を促す組織が必要であり、それは主として労働組合と政党によってなされた。

②帝国主義時代の到来とともに革命の現実性が日程に上り、それと共に永続革命は復活した。だがそれはその前期に準備された組織を媒介にして、いわば止揚された永続革命論である。それはグラムシが述べているように「プロレタリアート」に体现された。

味での外部からの「外部注入」が必要であるという事である。言うまでもなく労働者階級の意識的分子であるという意味では「内部」ではあるが、

④日本の(また多くの世界的)新左翼運動は、以上のようなマルクスの「永続革命論」の立場になく、結果として帝国主義的経済主義や、左翼小児病に陥った。トロッツキー(永続革命論、ロサ(労働組合、賃金、大衆ストライキ)、資本蓄積論、ユニウスプロシヤ)も傑出した革命家であったとしても、我々はマルクス・レーニン主義の立場に立つ。

だが、彼らの生きた時代と異なる以上、その変化に対応する論が必要である。

①にもかかわらず革命は大衆の蜂起、その蜂起の機軸としての「評議会」によってなされることとは疑いがない。それが従来の形態と異なるとして、凡そ、革命が議会によってなされたことは、なんとも明らかである。その意味ではグラムシは機軸的蜂起である。評議会と蜂起を通して人々は自己の力を確信し自治を学び自身を変革する。この自己変革なしに人民の統治はない。更に、議会によつては、既存の暴力装置や官僚組織を根本から作り変えることは不可能だということも蜂起と評議会が必要である。

とこで大衆蜂起にはレーニンが左翼小児病で述べたように、体制危機一帯がこのままではやっていけないと考えるだけでなく支配者階級もこのままではやっていけないという必要がある。それはどのようなものかは予測できないが、確かなのは新自由主義がもたらす富の法外な偏在、格差と貧困、富の腐敗、寄生性、それを彼らは修正できない政治的にはそこから権威主義、民主主義の否定、これらに対する大衆の不満の鬱積、要するに階級対立の激化が根底にあることは間違いない。すでに権力のおごりと腐敗は、トランプとイーロ・マスケに体现されている。

1918年ドイツ革命時点を表れていた、労働者階級の分断は新自由主義下で一層拡大している。「買収された」多国籍企業をはじめとする独占資本下の労働者、それは労働組合に組織された組織労働者でもありが当初から蜂起の先頭に立つこととはないであろう。

2011年のオキエバイ運動などもそのことを示している。そこでは労働者といえども「市民」として、ネグリの言葉を借りて「市民」の言葉を使うならマルチチュードとして登場した。そこに彼らの強さと弱さがある。エジプトでの若者たちの決起にしても最終段階でイスラム同胞団と軍に収斂させられた。突き抜けるためには、より広範な大衆を結集させる大衆組織、評議会が必要であり、またそれを領導する「市民的プロレタリア(工作員)」が必要だった。

その階級意識は資本と労働者の関係、経済闘争だけからは形成されない、階級関係を「総括」する国家と階級階級関係、その中の労働者階級の位置と役割の認識「ヘゲモニー意識」によって形成される。そのためには、ブルジョアジーや他の階級の政党をはじめとするヘゲモニー装置に反対する労働者階級のヘゲモニー装置、ユニウスプロシヤ)も傑出した革命家であったとしても、我々はマルクス・レーニン主義の立場に立つ。

③ローザ・ルクセンブルグの主要著作が「労働組合、党、大衆ストライキ」であるように当時の蜂起への陣形、こちら側のヘゲモニー装置は党、労働組合を軸とした。ロシア革命においても工場労働者と兵士が評議会「ソビエト」をつくり、ドイツでも革命的プロレタリア代表されるように工場労働者と兵士がレーテ「評議会」をつくり、イタリヤでもグラムシたちの

★編集部お知らせ
本シリーズ「紙上討論」左派団結・統合」で、尾澤孝司さん寄稿「ランブ政権の発足と日本の変革運動」その3は、次号掲載予定。
また、連載「広がる先住民の闘いと深まる先住権思想」は今号休載。

新潟県民投票で再稼働是非を

福島原発事故を忘れない！さようなら原発3・8全国集会

3月8日、福島第一原発事故の14周年行動として、「3・11福島原発事故を忘れない！さようなら原発3・8全国集会」が東京・代々木公園で開催され、各地から約3千人の市民・労働組合員が参加した。主催は、さようなら原発1000人署名市民の会、さようなら原発1000人アクション実行委(原水禁付)。

今回の周年行動のおもな特徴は、①直前3月5日最高裁の東電刑事裁判上告棄却に対する強い抗議、②2月18日に第七次エネルギー基本計画を閣議決定し、原発推進を明確にした石破政権との対決、③新潟の県民投票実現を支援し、東電柏崎刈羽原発の年内再稼働強行を阻止すること等である。

最高裁第2小法廷(岡村和美裁判長)は3月5日付で、東京電力福島第一原発事故の刑事裁判において、指定弁護士による上告を棄却する不当判決を下した。

これに対して3月11日、「緊急！最高裁の刑事裁判上告棄却に抗議する集会」が最高裁西門前で開催され、緊急の呼びかけにもかかわらず約100名の労働者市民が駆けつけた。呼びかけは、ふくしま原発告訴団東京連絡会有志。

青森県農業者政治連盟組織協議会の荒木茂信さん、破綻した核燃料サイクル、40年浪費し、完成延期を繰り返す再稼働工場。未来のための金曜日。東京からは、若者一人「原発も気候変動も、私たちの生活を壊し、将来の世代に負担を押しつけている」と、柏崎刈羽原発上告棄却を批判する声もあふれていた。

再稼働の是非を県民投票で決める会」の池田千賀子が現況報告。池田さんは、前回2018年の新潟県知事選で、野党候補として現職・花角知事に惜敗した人だ。この時の知事選で、「再稼働では県民の信を問う」と花角知事に約束させており、13年の県民投票否決時は状況が違っていた。

投票直接請求の署名は、15万128筆(法定50分の1有権者数の4倍)を集めた。知事が意見を付けて、まもなく県議会に条例案提出。4月の臨時県議会で審議・採決となる。県民投票を実現するため、全国から県議会へ大きな圧力を！と池田さんは呼びかけた。

最後に、呼びかけ人の鎌田慧さんが、原発問題「民主主義の根幹に関わる」ものだと言った。この時の知事選で、「再稼働では県民の信を問う」と花角知事に約束させており、13年の県民投票否決時は状況が違っていた。

元愛媛県民の請求を棄却した。松山地域は、佐多岬半島の避難困難性を完全に無視している。昨年11月27日の東北電力女川原発再稼働禁止訴訟の仙台高裁判決では、請求を棄却したものの、牡鹿半島などの避難困難性が示されれば、原発最大限の活用を認められると踏んでいる館がある。

伊方3号差止棄却。東電刑事上告棄却と同じ3月5日、四国電力伊方原発3号機の運転差し止め訴訟の判決で広島地裁は、瀬戸内海沿岸の広島県民の請求を棄却。続いて18日、松山地裁が地

元愛媛県民の請求を棄却した。松山地域は、佐多岬半島の避難困難性を完全に無視している。昨年11月27日の東北電力女川原発再稼働禁止訴訟の仙台高裁判決では、請求を棄却したものの、牡鹿半島などの避難困難性が示されれば、原発最大限の活用を認められると踏んでいる館がある。

伊方の両判決に共通する「原子力規制委員会の審査判断は合理的で、原告の生命・身体を侵害する具体的危険が生じている」とは言えない」との、無責任極まりない主張をまかり通らせてはならない。(東京O通信員)

◆試金石は柏崎刈羽。原発推進を左右するのは、福島原発事故を引き起こした東京電力の、その後停止したままになっている柏崎刈羽原発の今後だ。石破政権は、柏崎刈羽の再稼働に道筋が付けられれば、原発最大限の活用を認められると踏んでいる館がある。

東電の原発は福島原発事故以来、まだ一機も再稼働していない。未曾有の事故を引き起こした東電で原発が再開できないという状況は、日本でも原発は信認されていないという状況だ。原発最大限の活用化が、脱原発か、日本本道の道も、柏崎刈羽の再稼働を許さず、許さないかが試金石となっている。

暴挙！東電刑事3・5上告棄却

司法を変えよう！6・16最高裁包囲共同行動へ

最高裁第2小法廷(岡村和美裁判長)は3月5日付で、東京電力福島第一原発事故の刑事裁判において、指定弁護士による上告を棄却する不当判決を下した。

これに対して3月11日、「緊急！最高裁の刑事裁判上告棄却に抗議する集会」が最高裁西門前で開催され、緊急の呼びかけにもかかわらず約100名の労働者市民が駆けつけた。

その裁判官3名(岡村裁判長、草野耕一、尾島明)は全員一致で、「業務上過失致死傷罪の成立に必要な予見可能性がなかった」と認定できず、「発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務は認められない」と結論付けた。

緊急抗議集会は、福島原発告訴団・小川告訴人の発言で開始。小川さんは、「上告棄却とは本当に信じられない思いだ。予見可能性を低減する」との文言を削除し、また、岸田政権の23年2月GX基本方針決定での「原発の最大限活用」との文言を継承した。石破政権として原発推進政策を明確にし、さらに加速するものであ

石破政権は2月18日、第七次エネルギー基本計画(2040年度の電源構成など)のエネルギー政策の指針と、その具体策にあたる国家戦略GX(グリーントランスフォーメーション)2040ビジョンを閣議決定した。

電源構成では、原発を「天候に左右されず一定出力で発電可能な脱炭素電源」と位置付け、40年度の電源構成を2割とする。再生エネルギーを45割、火力を35割と設定。現状の電源構成は、原発8.5%、再生22.9%である。

21年の基本計画では、原発20.2%、今回2割としているが、これを達成するには建設中の福島事故以前の認可(福島事故以前の認可)を含め国内現存の36基のほとんどを稼働させねばならず、空論的な数字である。その実質的な意味は、老朽原発の再稼働や建て替えをおおいに進めることにある。

福島第一と同型式の沸騰水型軽水炉の、東北電力女川2号機が昨年10月に、中国電力島根2号機が昨年12月に再稼働し、その前に関西電力の老朽諸原発の再稼働が、中間貯蔵施設問題が未解決のまま強行され、九州、四国を含め現時点で13基が稼働している。

基本計画案のパブリックコメントでは昨年未から一カ月余で、これまで最多の4万1421件が寄せられた。おもな意見は①依存度低減の記述を残せ、②放射性廃棄物の最終処分問題こそ早急に解決すべき、③原発の安全性であった。経産省は、「原子力に対する不信や不安は払拭できていない」との表記を追加したが、形ばかりの意見公募で審議会も開かず、政府の決定に持ち込んでいる。

選管の署名審査を経て3月27日、花角知事に県民投票条例制定の直接請求が行われた。知事は臨時議会提出で、前向きな意見書をつけるべきだ。審議・採決は4月18日、市民側も意見陳述できることとなった。

この柏崎刈羽原発再稼働阻止の山場に勝利し、東海第二原発再稼働(日本原電は26年12月を目途に再稼働をねらう)の阻止をはじめ、全国の闘いを発展させよう！

柏崎刈羽の攻防が重要

第7次エネ基本計画、「原発依存度の低減」を削除

最高裁第2小法廷(岡村和美裁判長)は3月5日付で、東京電力福島第一原発事故の刑事裁判において、指定弁護士による上告を棄却する不当判決を下した。

これに対して3月11日、「緊急！最高裁の刑事裁判上告棄却に抗議する集会」が最高裁西門前で開催され、緊急の呼びかけにもかかわらず約100名の労働者市民が駆けつけた。

その裁判官3名(岡村裁判長、草野耕一、尾島明)は全員一致で、「業務上過失致死傷罪の成立に必要な予見可能性がなかった」と認定できず、「発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務は認められない」と結論付けた。

緊急抗議集会は、福島原発告訴団・小川告訴人の発言で開始。小川さんは、「上告棄却とは本当に信じられない思いだ。予見可能性を低減する」との文言を削除し、また、岸田政権の23年2月GX基本方針決定での「原発の最大限活用」との文言を継承した。石破政権として原発推進政策を明確にし、さらに加速するものであ

石破政権は2月18日、第七次エネルギー基本計画(2040年度の電源構成など)のエネルギー政策の指針と、その具体策にあたる国家戦略GX(グリーントランスフォーメーション)2040ビジョンを閣議決定した。

電源構成では、原発を「天候に左右されず一定出力で発電可能な脱炭素電源」と位置付け、40年度の電源構成を2割とする。再生エネルギーを45割、火力を35割と設定。現状の電源構成は、原発8.5%、再生22.9%である。

21年の基本計画では、原発20.2%、今回2割としているが、これを達成するには建設中の福島事故以前の認可(福島事故以前の認可)を含め国内現存の36基のほとんどを稼働させねばならず、空論的な数字である。その実質的な意味は、老朽原発の再稼働や建て替えをおおいに進めることにある。

福島第一と同型式の沸騰水型軽水炉の、東北電力女川2号機が昨年10月に、中国電力島根2号機が昨年12月に再稼働し、その前に関西電力の老朽諸原発の再稼働が、中間貯蔵施設問題が未解決のまま強行され、九州、四国を含め現時点で13基が稼働している。

基本計画案のパブリックコメントでは昨年未から一カ月余で、これまで最多の4万1421件が寄せられた。おもな意見は①依存度低減の記述を残せ、②放射性廃棄物の最終処分問題こそ早急に解決すべき、③原発の安全性であった。経産省は、「原子力に対する不信や不安は払拭できていない」との表記を追加したが、形ばかりの意見公募で審議会も開かず、政府の決定に持ち込んでいる。

選管の署名審査を経て3月27日、花角知事に県民投票条例制定の直接請求が行われた。知事は臨時議会提出で、前向きな意見書をつけるべきだ。審議・採決は4月18日、市民側も意見陳述できることとなった。

この柏崎刈羽原発再稼働阻止の山場に勝利し、東海第二原発再稼働(日本原電は26年12月を目途に再稼働をねらう)の阻止をはじめ、全国の闘いを発展させよう！

福島からの発言は、福島平和フォーラムの瓶子高裕さん、福島原発事故被害者団体連絡会の大河原さきさん。壇上では、「怒！不当判決許せぬ東電刑事裁判」の横断幕が掲げられた。大河原さんは、「この無責任体制が続けば、第二第三の事故が起こる！」として(昨

この最高裁判決は、業務上過失致死傷罪で強制起訴された事故当時の原子力部門トップ・武黒一郎と、事故対策の実質責任者・武藤栄の両被告に對し、検察官指定弁護

士の上告を棄却して、いづれも無罪とした。二審判決を確定させた。なお昨年秋に死去した勝俣恒久会長は公訴棄却、裁判打ち切りとなっていた。

予見可能性はなかったのか。東電は、文科省地震本部の長期評価に基づいて東電設計が算出した15.7mの津波が来る可能性を認識し、常務会で津波対策を承認しているが、武藤被告らが対策を先送りした。この事実が公判で明らかに

緊急抗議集会は、福島原発告訴団・小川告訴人の発言で開始。小川さんは、「上告棄却とは本当に信じられない思いだ。予見可能性を低減する」との文言を削除し、また、岸田政権の23年2月GX基本方針決定での「原発の最大限活用」との文言を継承した。石破政権として原発推進政策を明確にし、さらに加速するものであ

石破政権は2月18日、第七次エネルギー基本計画(2040年度の電源構成など)のエネルギー政策の指針と、その具体策にあたる国家戦略GX(グリーントランスフォーメーション)2040ビジョンを閣議決定した。

電源構成では、原発を「天候に左右されず一定出力で発電可能な脱炭素電源」と位置付け、40年度の電源構成を2割とする。再生エネルギーを45割、火力を35割と設定。現状の電源構成は、原発8.5%、再生22.9%である。

21年の基本計画では、原発20.2%、今回2割としているが、これを達成するには建設中の福島事故以前の認可(福島事故以前の認可)を含め国内現存の36基のほとんどを稼働させねばならず、空論的な数字である。その実質的な意味は、老朽原発の再稼働や建て替えをおおいに進めることにある。

福島第一と同型式の沸騰水型軽水炉の、東北電力女川2号機が昨年10月に、中国電力島根2号機が昨年12月に再稼働し、その前に関西電力の老朽諸原発の再稼働が、中間貯蔵施設問題が未解決のまま強行され、九州、四国を含め現時点で13基が稼働している。

基本計画案のパブリックコメントでは昨年未から一カ月余で、これまで最多の4万1421件が寄せられた。おもな意見は①依存度低減の記述を残せ、②放射性廃棄物の最終処分問題こそ早急に解決すべき、③原発の安全性であった。経産省は、「原子力に対する不信や不安は払拭できていない」との表記を追加したが、形ばかりの意見公募で審議会も開かず、政府の決定に持ち込んでいる。

選管の署名審査を経て3月27日、花角知事に県民投票条例制定の直接請求が行われた。知事は臨時議会提出で、前向きな意見書をつけるべきだ。審議・採決は4月18日、市民側も意見陳述できることとなった。